

幼保連携型認定こども園 明星こども園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 みろく会
所 在 地	青森県八戸市大字白銀町字浜崖13-2
電 話 番 号	0178-34-4663
代 表 者 氏 名	理事長 澤口 公孝

2 施設概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	明星こども園		
施 設 の 所 在 地	青森県八戸市大字白銀町字浜崖13-2		
連 絡 先	0178-34-4663		
管 理 者	園 長 澤口 由加里		
利 用 定 員	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
	15人	40人	35人
開 設 年 月 日	平成27年 4月 1日		
事 業 所 番 号	0220351000314		

3 施設の目的及び運営・保育の方針

【目的】

このこども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。…「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成24年法律第66号）第2条第7項に規定

【運営方針・保育方針】

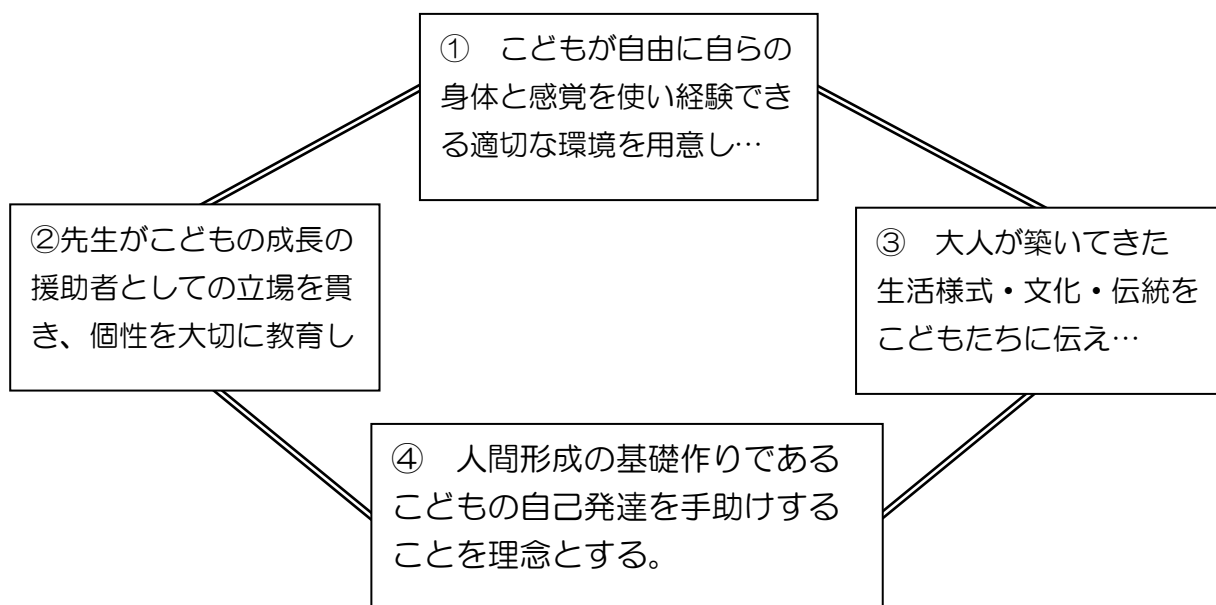
(1) 当園の運営方針は、下記に示す法人理念

『こころのケア・保育…心を大切にし心を通わせるケア・保育、心を込めたケア・保育』
 （利用者（園児・家族）を、共に生きる人間として尊重し、自ら生活・成長しようとする者の援助者として、安心できる生活の提供と喜びを共有していくこと）にもとづき、次のとおりとします。

- ①子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、教育及び保育を行うものとします。
- ②地域の協力・家庭との緊密な連携のもとに児童の福祉の向上を図ります。
- ③教育ならびに地域への福祉サービスの提供を行うため、八戸市、教育関係団体、保育及び福祉関係団体、並びに保健医療機関等との密接なる連携を図ることに努めます。

- ④職員は、自ら学び自己の向上を目指し、安定と信頼ある教育並びに保育、福祉サービスの提供を行います。
- ⑤地域における教育・保育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行います。

(2) 当園の教育及び保育の方針（保育理念）は、モンテッソーリ教育の導入により園児の心身の自立と自律心を育む教育及び保育を一体的に行なうため、次のとおりとします。



(教育及び保育の目標・内容)

当園は、前条に基づいて教育及び保育を一体的に行ないこどもの健やかな成長を図るため、教育及び保育の目標を次のように定めます。

- | | |
|------------|-------------|
| ・心身の健康を培う | ・自由活動の保障 |
| ・自発性や個性の尊重 | ・自立心、自律心を育む |

- ① 教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、次のとおりとします。
 - 1) 特定教育・保育 第8条に規定する時間において、教育及び保育を提供します。
 - 2) 自然体験・社会体験などの直接的・具体的生活体験を重視した教育及び保育の提供と行事を行ないます。（お仕事、畑での野菜栽培、クッキング、高齢者施設訪問、虫取り遠足等）
 - 3) 幼児期に適した知的発達を促す教育をとり入れ、環境構成と発達に即した豊かな対応を行います。（主にモンテッソーリ教育でのお仕事の時間）
 - 4) 自分で考え、自分で行動するという体験を重視し、幼児の自己実現をはかります。
 - 5) 集団や異年齢とのかかわりの中で、他者を理解し自分をコントロールする力を育てます。

6) 食事が生活の重要な部分を担う事を理解し、豊富なメニューで栄養満点、様々な食材を使った手作り中心の楽しい給食を提供します。(主食は、パン、米飯、麺の3種類、手作りおやつ、クッキング、バイキング、離乳食・行事食の充実等)

4 施設・設備等概要

敷地	敷地全体	2,304.01㎡
	園庭	936.45㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
	延べ面積	937.83㎡
	築年月	昭和58年 1月31日

設備	部屋数	備考
乳児室	1	もも組(0歳児)
ほふく室	1	つくし組(1歳児)
保育室	4	こりす組(2歳児クラス) ほし組(3・4・5歳児混合クラス、年長児保育室) にじ組(3・4・5歳児混合クラス、年中児保育室) つき組(年少児保育室)
遊戯室(ホール)	1	
調理室	1	
にこにこルーム	1	子育て支援・一時預かり

5 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	1	1		
指導保育教諭	0	0		
保育教諭	17	11	6	
看護師	2	2		
栄養士	1	1		
事務職員	1		1	
調理員	3	1	2	
子育て支援員	1		1	
用務員	1		1	
学校医	1		1(嘱託)	
学校歯科医	1		1(嘱託)	
学校薬剤師	1		1(嘱託)	

6 教育・保育の提供日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
<p>ア 学期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1学期 4月 1日～ 7月31日 ・2学期 8月 1日～12月31日 ・3学期 1月 1日～ 3月31日 	<p>月曜日から土曜日とします。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。</p>
<p>イ 休園日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・夏季休園 7月22日～ 8月23日 ・冬季休園 12月23日～1月12日 ・春季休園 3月27日～ 4月 6日 	
<p>(臨時休園)</p> <p>児童が多数感染症に罹患するか、その恐れがある場合、又は、災害その他の事由により保育上重大な影響があるときは、臨時休園又は登園自粛の要請を行なう場合があります。</p>	

7 教育・保育の提供時間

(1) 教育標準時間

- ア 教育時間 9時00分から13時00分
- イ 一時預かり 7時00分から 9時00分
- ウ 一時預かり 13時00分から19時00分

(2) 保育標準時間

- ア 保育時間 7時00分から18時00分
- イ 時間外保育 18時00分から19時00分

(3) 保育短時間

- ア 保育時間 9時00分から17時00分
- イ 時間外保育 7時00分から 9時00分
- ウ 時間外保育 17時00分から19時00分

(4) 休日保育 7時00分から18時00分

(5) 病後児保育 8時00分から17時30分

(6) 在園児以外の一時的預かり 7時00分から18時00分

8 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育の提供に要するその他利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

9 入園・退園・転園・休園・卒園に関する事項

(1) 入園

ア 当園は、1号認定子どもの入園選考については、次の選考基準により選考を行うものとします。

選考基準

特別優先枠 1	1) 在園児、在園児・卒園児の弟・妹
	2) みろく会職員の子ども・孫
特別優先枠 2	1) 卒園児の子ども
	2) みろく会旧職員の子ども・孫

特別優先枠以外については、先着順とします。

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園については、市町村が利用調整を行います。

(2) 退園

ア 利用期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望月の20日までに退園届を提出してください。

イ 園長は、次のいずれかに該当する場合には、児童を退園させることができます。

- ・2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・届出なく長期に欠席し、登園勧告にも応じないとき
- ・正規の請求をしたにもかかわらず、保育料・給食費等を3ヶ月以上滞納したとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(3) 転園

転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の1月前までに転園届を提出してください。

(4) 休園

病気その他の理由により休園を希望するときは、速やかに園長に申し出するものとします。

(5) 卒園

当園は、児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

11 嘱託医・学校薬剤師

当園は、以下の医療機関・薬剤師と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科、内科

医療機関の名称	村上こども医院
小児科園医名	村上 真子
所在地	八戸市大字小中野4-2-8
電話番号	0178-41-1133

(2) 歯科

医療機関の名称	白銀吉田歯科医院
院長名	小笠原 茉莉子

所在地	八戸市白銀町字大沢28-6
電話番号	0178-34-2340

(3) 薬剤師

氏名	百合元 里奈
連絡先	0178-22-3970 (いちい薬局)

12 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	
<ul style="list-style-type: none"> ・解決責任者 園長 澤口 由加里 ・受付担当者 主幹保育教諭 平野 奈保子 (担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください) ・相談時間 当園開園日、開園時間内 ・電話番号 0178-34-4663 ・FAX番号 0178-34-4681 	

第三者委員		
氏名	今川 一	小川 あゆみ
住所	八戸市江陽2丁目19-10	八戸市美保野13-384
電話番号	0178-24-4618	0178-25-4411
役職・肩書等	社会福祉法人寿陽会 江陽こども園 園長	八戸学院短期大学教授

13 非常災害時の対策

当園は、非常災害時には別途定める消防計画書により対応します。

防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 ・AL SOKへの通報警報設備 ・非常警報装置
防災用備品	<ul style="list-style-type: none"> ・備品 <ul style="list-style-type: none"> ・発電機 ・カーテン ・敷物 ・建具等の防災処理 ・子ども用防災頭巾 ・ヘルメット ・非常用毛布 ・テント ・シート ・反射式ストーブ ・アルミシート ・震災用備蓄：食糧（保存用パン、菓子類、ベビーフード等）、飲料水（2ℓ×12本） ・懐中電灯 ・携帯ラジオ 拡声器 ・簡易トイレ（大人用、子ども用） ・電池 紙おむつ ・お尻拭き ・おしぼり ・文具 ・はさみ テープ類 ・ホッカイロ ・チャッカマン ・紙皿 ビニール袋等
避難・消火訓練	避難及び消火訓練は、毎月1回以上実施します。
避難場所	第1次：工大一高 第2次：湊小学校・こざくら保育園

14 虐待の防止

当園では、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置（園長）、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要措置を講じるものとします。

また責任者が虐待と判断し得る場合には、発見から通報までの手順をマニュアルに定め関係機関への通告・連絡を行います。

15 緊急時の対応

当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとします。

また教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用児童の保護者及び八戸市等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。

当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとします。

16 その他の留意事項

- (1) 当園の敷地内はすべて禁煙です。
- (2) 送迎は基本的に保護者が行います。保護者以外の方が来る場合は、必ず送迎を行う方のお名前・児童との関係性の連絡をお願いします。
- (3) 駐車場と園舎との往復の際は必ず児童と手をつなぐ・おんぶ・抱っこでお願いします。くれぐれも、子どもを勝手に先に歩かせることのないようお願いします。
- (4) 玄関の外扉・門扉の鍵は出入りの際、必ず施錠していただきますよう、お願いします。また、子どもを先に道路に出さずに、大人が先に出てから一緒に歩くようお願いいたします。
- (5) 園児は、保育室入り口で担任に直接引渡しをして下さるよう、お願いします。
- (6) 保育時間以外（保育者へ子どもを引き渡す前、引き渡しを受けた後）の園内・園庭や駐車場等での園児の事故については、責任は負えません。また、物品の破損につきましては、弁償をしていただきますので、ご了承ください。
- (7) 職員個人へのお礼の品物等は、些少の者でも、他の児童、保護者との関係を考慮しお断りさせていただきますので、ご了承ください。
- (8) 職員との連絡先の交換や金品の授受、購入の勧めや勧誘等、個人的なお付き合いはお断りさせていただいておりますので、ご了承ください。
- (9) 当法人施設のホームページや広報誌、お便り等に、児童の写真が掲載される場合があります。お預かりする児童の顔が写ることに支障のある場合は早目にお申し出ください。お申し出のない場合は、写真掲載されることをご了承ください。

別表

1 【実費に係る利用者負担額】

① 1号認定子どもに係る費用

項目	内容（負担を求める理由・目的）	金額
給食費	主食費 800 円・副食費 2,950 円（月～金）	月額 3,750 円
	主食費 800 円・副食費 3,600 円（午後のおやつ含む）（月～金）	月額 4,400 円
	主食費 800 円・副食費 4,500 円（午後のおやつ含む）（月～土）	月額 5,300 円

② 2号認定子どもに係る費用

項目	内容（負担を求める理由・目的）	金額
給食費	主食費 800 円・副食費 4,500 円	月額 5,300 円

※副食費については、世帯の所得や家族構成等により、免除される場合があります。

2 【1号認定の預かり保育に係る費用】

① 1号認定子ども 1日単発利用の方

13時～17時	1日 300円	土・長期休園期間	1日 500円
9時前及び17時以降	1時間 100円	給食費	1回 250円

② 1号認定子ども 月契約の方

13時～17時利用	月～金 月額 8,000円
	月～土 月額 10,000円
7時～9時・ 13時～18時利用	月～金 月額 9,000円
	月～土 月額 11,250円

③ 1号認定子ども全員（18：00を超えた場合）

18時～19時まで	100円（おやつ代含む）
19時以降	10分ごとに100円 ※19時30分以降は、10分200円

④ 新2号認定子ども

7時～18時	1日 450円 無償化により、月額 11,300円（25日分）まで実質負担はありません。 預かり保育料が 11,300円を超えた場合のみ、実費徴収となります。
18時以降	別表2-③の金額

⑤ 新3号認定子ども

7時～18時	1日 450円 無償化により、月額 16,300円まで実質負担はありません。
18時以降	別表2-③の金額

3 【2・3号認定の時間外保育に係る費用】

① 短時間保育認定の時間外をご利用の方（1日単発利用の方）

1時間	100円（9時前、17時以降）
-----	-----------------

② 短時間保育認定の時間外で月契約の方（短時間保育時間は、9時～17時です）

1ヶ月	ア 1時間延長 2,000円（8時～17時、9時～18時の利用）
	イ 2時間延長 4,000円（8時～18時、7時～17時の利用）
	ウ 3時間延長 6,000円（7時～18時の利用）

③利用児童全員（18：00を超えた場合）

18時～19時まで	100円（おやつ代含む）
19時以降	10分ごとに100円 ※19時30分以降は、10分200円

4 病後児保育にかかる費用：当園の園児全員

8時30分～17時	無料（園児のみ） （給食おやつ含む）	8時00分～8時30分 及び17時～17時30分	15分ごとに 100円
-----------	-----------------------	-----------------------------	----------------

5 休日保育にかかる費用：当園の園児全員

7時～18時	無料（認定理由以外での利用は一時預かり料金）		
<ul style="list-style-type: none"> ・保育時間は18時までです。 ・18時を過ぎた場合は超過料金を頂きます。 （10分につき100円、18時30分以降は10分につき200円）			

※休日保育の代休日に保育を利用する場合は、一時預かり料金となります。

6 一時預かりにかかる費用：園児外

9時～16時30分	1時間250円（30分150円）
7時～9時 16時30分～18時	30分200円
給食・離乳食	250円（ミルクはご持参ください）